

介護職員処遇改善加算による

臨時職員である介護職員の時給への加算手当について

2021 年 9 月 22 日発信

2021 年 10 月 1 日改定

特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する臨時職員である介護職員に対し、以下の要領で初期加算及び継続勤務加算の手当を支給する現行の運用は引き続き継続するものとし、2021 年 10 月 1 日より特養勤務加算を追加する。

1 初期加算について（現行どおり継続）

- ① 初期加算は、特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する臨時職員である介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算の金額は、所持資格により区分し別表に定める。
- ③ 初期加算は、基本時給に加算して支給する。
- ④ 初期加算の金額は、毎年 4 月 1 日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

2 継続勤務加算について（現行どおり継続）

- ① 継続勤務加算は、特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する臨時職員である介護職員のうち、以下（ア）から（イ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
（ア）毎年 4 月 1 日時点で継続勤務年数が 1 年を超える職員。
（イ）月間の出勤率が雇用契約の 8 割以上の職員。
※現行は上記（ア）（イ）に加えて以下（ウ）の条件を付与していたが、以下の（ウ）の条件は、本改定において条件削除する。
（ウ）雇用契約において 1 週当たりの労働時間が 24 時間を超える職員。

- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年 4 月 1 日時点の満年数とする。ただし、特別養護老人ホーム白楽荘以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算の金額は、所持資格および継続勤務年数により区分し別表に定める。
- ④ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年 4 月 1 日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

3 特養勤務加算について（2021 年 10 月 1 日より新設）

- ① 特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する臨時職員である介護職員のうち、直接介護業務として雇用契約をおこなっている職員を対象に 1 時間あたり 200 円を加算支給する。介護補助業務のみの雇用契約者は対象とならない。

4 時給計算方法

$$\text{基本時給} + \text{初期加算} + \text{継続勤務加算} + \text{特養勤務加算} = \text{支払時給合計}$$

時給の例

- ・条 件 所持資格：介護福祉士 継続勤務年数：2021 年 4 月 1 日時点で満 5 年
基本時給 1,000 円の場合

(単位：円)

年度	継続勤務 年数	基本時給	初期加算	継続勤務 加算	特養勤務 加算	時給合計
2021	9 年	1,000	150	15	200	1,365
2022	10 年	1,000	150	20	200	1,370
2023	11 年	1,000	150	20	200	1,370

- 介護福祉士かつ介護支援専門員の両方の資格をもつ臨時職員である介護職員について、以前案内していたとおり別表記載の条件（現にご利用者の施設介護計画（ケアプラン）などの作成をしている場合）で適用することを明確にする。両方の資格を持っていても、ケアプランの作成業務に従事していない場合は、介護福祉士の区分とする。特養加算新設時の 2021 年 10 月 1 日契約の際にて改めて業務確認を行う。今後も雇用契約締結時に確認するものとし、介護支援専門員の区分で加算する場合は、雇用契約書に「ケアプラン作成業務」の明記を必須とする。